

社会福祉法人六高台福祉会 評議員等交通費支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人六高台福祉会（以下「本会」と略す。）の定款第9条、定款第23条、定款第26条第4項、評議員選任・解任委員会運営規定第7条に基づき評議員等の交通費支給に係る事項を定めるものである。

(交通費支給対象者)

第2条 本規程で定める交通費支給の対象者は定款第5条に定める評議員、定款第6条に定める評議員選任・解任委員、本会役員報酬規程第2条第4号に定める非常勤役員、定款第26条に定める顧問とする（以下「支給対象者」と略す。）。

(交通費支給方法)

第3条 前条の本会評議員等への交通費は、支給対象者が、本会の評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会等（以下「会議」等と略す。）への出席及び監査、調査、助言等のため、本会へ出向いた場合（以下「監査・助言等」と略す。）に支給する。

2 交通費は前項の会議等への出席及び監査・指導が行われた場合、1回につき、一律3,000円とする。

3 第1項の会議等への出席又は監査・助言等が行われた場合、当該行為のあったその日のうちに第2項の定める交通費を本人に現金にて直接支給する。

4 第1項、第2項、第3項に関わらず、本会までの距離が2Km未満である場合、及び交通用具を用いない徒歩にて本会に来た場合は前項に関わらず交通費の支給は行わない。

(変更)

第4条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。